

子どもの権利条約



題字イラスト/土田義晴

〔目次〕

- こどもの日イベント
子どもが動く ……1~3
- 第5回ネットワーク総会 ……4
- 条約の創作劇にとりくんで ……5
- 地域での子どもアクション ……5
- お父さんの愛をください ……6
- 子どもの権利条約を読む会 ……6
- 自治体における子ども施策 ……7
- 条約批准後に出た本 ……8



子どもが動く

子どもと「元子ども」の経験交流すすむ

こどもの日イベントが例年どおり、五月五日、国立青少年総合センターで開かれました。今年のテーマは「子どもが動く」。条約批准から一年がたち、少しずつですが、権利主体である子ども自身が条約の精神や規定の実現にむけて動き始めています。子どもたちがどんな思いでどのような活動をしているのかについて報告を受け、意見交換をすることにしました。参加者は約一四〇人。

最初に、代表委員の喜多明人さんが各地で子どもが動いている状況を紹介しました。続いて、大学生の勝本浩司さんと川村直さんの司会で、シンポジウムが開かれ、いろいろな方法により社会や学校に対して条約実現のとりくみをしているグループから報告と問題提起がなされました。子ども自身が動くことの大切さ、そして権利意識の低さなどからくる困難さ等々、活発な話し合いが行なわれました。

シンポジウム終了後、第五回ネットワーク総会が開かれ、飛躍が求められているネットワークの九五年度の活動について検討しました。

問題提起

10代から

はじめに、「生徒人権プロジェクト」(千葉県)、「ヒューマンボイス」(長野県)、「子どもの権利条約をすすめる町田の会」(東京)から、それぞれの発足の過程、活動内容、現状での問題点などについて発言があった。

高校生で構成している(卒業生も一部含まれている)「生徒人権プロジェクト」前会長の吉田さんは、活動を始

めたきっかけとして次のように言う。「子どものことを親身に考えてくれる大人はいるけれど、原則として、子どもは子どもで」というのが条約を生かす道だと思う。大人側が何をしてくれるのかではなく、子どもが何をしてくれるのかが重要なのではないか。自分たちがそれを自覚して活動を起こさなければ、権利条約はその精神を生かすことなく形骸化してしまう。」彼らは、権利条約の勉強をしつつ、社会にその意

親の立場から

子どもと共に活動している親の立場ということで、ヒューマンボイスの岩下さんからは、権利条約に

義を問いかける活動を繰り返し、その成果も表れつつある。彼らや彼らを支援する立場のものにとってみれば、その成果は、望む形とは程遠いと言わざるを得ない。しかし、条約の批准で、実際に「子どもが動いた」という事実が、今後に与える影響は大きい。大小の圧力があつたであろうと察せられるが、自分たちの行ってきた活動について、実に誇らしげに生き生きと、そして楽しそうに語ってくれた彼らの姿はとてもしばしば輝いて見えた。



対する大人側の課題が示された。「大人はもつと、子どもというものを感性で理解していくことが大切なのではないか」という提案は、マスメディアの問題もからんでいる。特にテレビの影響で、対象についてのステレオタイプのな発想に縛られている人が多く、そこから、お互いが「大人ってというのは……」、「今の子どもは……」という偏った先入観を勝手に作り上げ、出来上がった偏見の壁の厚さの前で相互理解が妨げられている、と指摘する。例えば子どもは、大人を次のように類型化して理解しようとしているのではないか。親という大人、教師という大人、近所のおばさんという大人、夫婦という大人、などなど。その人を一人の人格として捉える以前に、世間的な肩書が代表するような性質にその人が当てはまるかどうかを、無意識にチェックしているように思うことがある。

へ「元子ども」の立場から

子どもの権利条約をすすめる町田の会の林さんは、「子ども」にも「親」にも当てはまらない、「元子ども」と言う立場で、子ども達との活動のリーダー的役割を務める。彼が活動の中で感じていることは次のようなことである。「自分の中で、主人公なんだという自覚をもって自主的に活動している子はほんの一部で、多くは大人に引張られて動かされているにすぎない。子ども達は、条約を知ってもそれを活用する術を知らないし、その必要性も

感じていない。今必要なのは、条約を具体的にどんなケースでどう使うかを教えてもらったり学びあったりするのだと思う。」

上記の内容に重なることが、生徒人

デイスカッションから

へ「動けない子ども」の現状をどうみるか？」

パネラーの発言の中に、「子どもの権利意識が低下している」との指摘があり、多くの人は共通してそこに疑問や興味を抱いたようである。その原因として、人権プロジェクトの高橋さんは、現状に満足していること、満たされていること、同質性の高い社会においては、現状に疑問をもったり気づいたりする機会が少ないこと、管理が日常化し、幼いころから教育の名の下「洗脳」のごとく慣らされて来ていることなどをあげた。さらに、権利を行使したり行動を起こしたりしないことについては、個人の興味が多様化し、一つのことでは全員の合意が得られにくいこと、皆でまとまって一つのことをやり逃げた経験に乏しいこと、権利行使によって生じる複雑な人間関係や責任を負いたくないこと、ちょっと我慢する方が突っ張ってみるより楽なことなどを指摘した。それに付け加えて、吉田さんは次のように述べ、今日の競争社会の歪みが子ども社会にまで浸透していることを指摘した。「今の子ども

権プロジェクトの発言にも含まれており、引き続き行われたフリーデイスカッションでは、それが焦点となった。

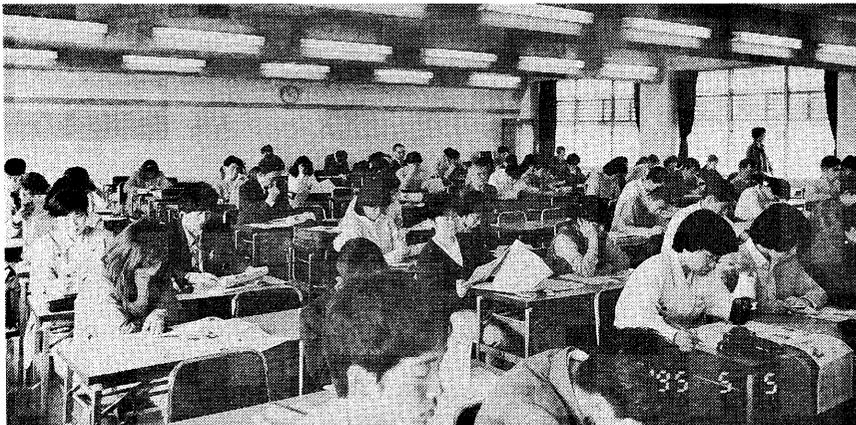
もって要領がいいから、効率的に目的への最短距離を行くことには長けているけれど、その道を外れてみたり、迂回してみることをとても恐れている」と。

へ「自己尊敬意識について考える」

彼らの指摘は、すべての射を射ているものだと思う。しかし、あえて付け加えるならば、最も問題なのは自己尊敬意識（セルフ・エスティーム）の未発達ではないだろうか。人権と言われるものは闘いの中で勝ち取られてきたものであり、その闘争はまだ終了してはいない。男女差別などは、就職問題とからんで毎年取り上げられる。子どもも権利は、子どもが大人に対し権利を要求し、その闘いを仕掛け勝ち取ったというものではないが、成立の背景には多くの子どもの命と涙が流されており、確立した人権としての重みは大人のもそれ以上のものとさえ、いえるかもしれない。

よく日本は平和ボケしているといわれるが、それは錯覚にすぎない。自ら命を絶つ子どもが後を絶たない国のどこが平和なのだろう。子ども達は、自

分を判断する基準を自己の外に置き、自己統一性を内部で作り上げることができなくなっているのではないだろうか。自分の存在を世界の唯一のかけがえない存在だと自覚することが、人間関係を築いて社会で生活する基礎になる。しかし実際はこれを抜きに、周囲に自分の価値を測られることに慣らされているから、結果として、最も基本的な生きる権利を支える自尊感情をつくる機会や時間さえ、十分に与えら



第五回総会開かる



こどもの日イベント「子どもが動く」終了後、第五回ネットワーク総会が開かれました。そこで承認された主な内容は

次のとおりです。
ネットワークの趣旨である、①条約の実施と普及に関する資料・情報を収集し提供・交流するセンターとしての役割、②子どもとおとながパートナーとして交流し連帯していく場としての

役割を引き続き積極的に果たしていきま
す。そのためにも、とくに「子どもの
権利条約フォーラム'95」の成功にむけ
て中心的役割を担います。

情報活動では、「ネットワーク委員」
(各地域・各分野において条約の実施
と普及にかかわる情報の収集・提供を
してくれ、ネットワークにアドバイス
してくれる人)を全都道府県に置き、
とくに子どもの動きと自治体でのとり
くみにかかわる情報の収集・交流をす
めます。また、パソコン通信のため
の準備をしています。

1995年度役員

代表委員 喜多明人 津田玄児 永井憲一
事務局長 荒牧重人
事務局運営委員 勝本浩司 武内暁 戸田
真理子 平野裕二 好光紀
運営委員 赤池悦子 入沢充 小川須美江
神崎里美 許斐有 佐藤治
佐藤記子 島ノ江一彦
関根玲子 田中尚代 中田朋子
林 大介 藤木武夫 堀一郎
水永啓子 吉峯康博 和田洋子
監 査 坪井節子

広報活動では、ニュースレターの充
実をはかり、子どもが編集するペー
ジをつくるようにします。「ネット
ワーク講師派遣制度」により、
ネットワークに講師依頼があつ
た場合に適切かつ迅速な対応が
できるようにします。現在、講
師派遣制度への協力者を募つて
います。また、「子どもの権利
条約ネットワークのしおり」を
作成しましたので、その普及も
すすめます。

学習・意見交換のとりくみと
しては、「子どもの権利条約連
続学習会」を開催するとともに、
子どもにかかわる時々の話題を
気軽に話し合う「ミニトーク」

をいろいろな形で行ないます。
右のようなことをすすめるために
も、会員拡大と財政の確立は不可欠で

すので、この点での活動も強めていき
ます。
(荒牧重人)

子どもの権利条約ネットワーク 連続学習講座 子どもたちのいま、未来と子どもの権利条約

1. 趣旨

子どもの権利条約が日本で発効してから1年。子どもの権利条約がどれだけ進展し、何が課題かを明らかにして、具体的なとりくみをすすめていくことが必要になっています。そのためにも、地域や職場あるいはPTAや子どもに関係する団体等で条約の実現や普及活動に中心的な役割を果たしていく人の要請が求められています。

そこで、条約の基本的なことがらや条約の効果的な実施のために必要なテーマを連続して学習することにより、条約についての「話」ができ、条約の実施にむけて「アクションメンバー」になっていけるようにする学習会を下記のような要領で開きます。

また、都合のよい回のみ参加も大いに歓迎します。

2. 内容

- 第1回 6月19日(月) 午後6時～8時30分
「動き始めた子どもたち——子どもの意見表明と参加」 喜多明人
- 第2回 6月26日(月) 午後6時～8時30分
「校門で立ちどまる条約——条約と教師・学校」 島ノ江一彦
- 第3回 7月3日(月) 午後6時～8時30分
「非行に走る子どもたち——条約と少年司法」 津田玄児
- 第4回 7月10日(月) 午後6時～8時30分
「親と子どものいい関係をつくる——条約と親・家庭」 喜多明人
- 第5回 7月17日(月) 午後6時～8時30分
「条約の実施をどう監視するか——国連『子どもの権利委員会』の活動」 平野裕二
- 第6回 7月24日(月) 午後6時～8時30分
「条約は子どもの現状をかえるか——世界および日本の子どもと条約」 荒牧重人
- 第7回 7月31日(月) 午後6時～8時30分
「子どもとともに学ぶ条約——条約学習のすすめ」 好光 紀

3. 参加費 全回3000円 1回500円(会場・資料費)

4. 場 所 イトーピア浜離宮1階集会室(事務所のあるマンション)

お父さんの愛をください

国際子ども権利センター

浜田進士

「お父さん、できることなら私たちが愛することを学んでください。」日本人男性とフィリピン人女性との間に生まれ、父親から捨てられたジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレン（JFC）日比混血児。五月下旬、当センターの招きでフィリピンから三人のJFCが「もうひとつの祖国」日本を訪ね、日本の子どもたちとの交流などを行った。

JFCは、日本人男性が仕事などでフィリピンに滞在中に現地の女性と交際したり、日本に出稼ぎに来たフィリピン人女性と交際することで生まれたケースが多い。現在、フィリピンに数万人のJFCがいるとも言われ、父親に認知されない、日本の父親を持ちながら日本国籍が取得できない、養育費がもらえないなどさまざまな問題を抱えている。

今回来日したのはミッシェルさん（14才）、アキコさん（11才）、シンイチ君（11才）の三人。五月二十五日来

日し、まず日本の子どもたちと一泊二日のキャンプをして交流を深めた。子どもの権利についてのワークショップをしたり、JFCによる劇が披露されたり、最後は「自分の願い」というテーマで首相あてのオブジェを作った。

五月三十一日。三人は東京で国会議員や外務省の幹部らに会い、自らの思いを訴えた。「ほしいのは養育費などといったお金の問題ではなくて、お父さんの愛情なんです。」この日、国際子ども権利センターは、村山首相にあてて、「婚外子であっても、日本人である父親の認知があれば出生後の子どもに日本国籍の取得を認めること」などを求めた要望書を、国籍法の改正を求める五千名分の署名とともに提出した。

私たちは、「子どもの権利条約」の理念を実現する具体的活動の一つとして、このJFC問題の解決に向けたキャンペーンをこれからも実施していく予定だ。

紹介／グループ／グル

「子どもの権利条約をよむ会」（略称「よむ会」）は、京都で活動している小さなグループです。

もともと友人知人六名が「条約」を順によんでみようとはじめた会で、一九九一年七月以来毎月一回集まっては条文をよみあわせ、二年近くかけてすべての条文をよみ終えました。

その後、もっと広く多くの人にひろめたいと、公開学習会を催したり、機関誌を発行したりしています。

これまで六回催した公開学習会では、弁護士出口治男氏、岩佐嘉彦氏、神戸の丸刈り反対運動の中島純子さん、小学校の先生方、在日韓国・朝鮮人の立場からメアリエのお母さん方、そして、DCI日本支部関西セクション代表の野田正人氏らを講師としてお迎えしてきました。

機関誌「めなむ」では、「条約」についてのいろいろ

京都・子どもの権利条約をよむ会の活動

谷内文子

るな情報の紹介や、子どもをとりまく話、関心のある方からの原稿等も掲載して、まもなく五号を発行する予定です。

また、批准以降の現状でも気になるのが子ども達への広報等の実際的な取り組みですが、「よむ会」では、この点を京都市教育委員会に働きかけることにしました。まず、昨年十一月に「質問書」を提出、その後今年四月には、副読本の作成等を要望する「要望書」を提出しました。この「要望書」は、これまでの公開学習会の参加者にも呼びかけ五〇名近い賛同を得て連名で提出しましたが、この交渉には、今後かなり時間がかかりそうです。

さらに七月には、子ども達に呼びかけて、子ども達自身から声を集める会合も持ちたいと、現在計画中です。もともとのメンバー六名は主に母親の立場で「条約」を考えてきましたが、このたび公開学習会で知りあった若い男子学生も仲間に加わり、より「子ども」達に近づいた活動が展開できそうです。この四年間の活動で得たネットワークを大切に、今後もゆっくり歩んでいきたいと思っています。

自治体における子ども施策

大阪府の動向

許斐有 (大阪府立大学)

条約の実施と普及において、自治体が果たす役割はきわめて重要になっていきます。自治体の施策のなかに子どもの権利保障の観点をきちんとすえた上で、子ども施策の総合的推進、子どもの参加や手続的権利の保障、子どもオンブズパーソン制度など子どもの救済制度の確立、多様なレヴェル・形態での広報、子どもにかかわる専門職員の研修等々、各自治体の実情にふさわしい形で、できるところからすすめていく必要があります。条例を制定したり宣言をすることも望まれます。

いま自治体では、政府のエンゼルプランに対応する形で、子ども家庭サーヴィスの見直し・再構築が行なわれています。このなかに子どもの権利条約の趣旨や規定を具体化することが求められています。

今回は、大阪府の動向について、大阪府の子ども環境づくり推進協議会委員でもある許斐有さんに報告していただきました。

児童福祉は今、大きな転換期に差しかかっています。その最大の要因は、大幅な出生率の低下です。政府としても、「子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」政策に真剣に取り組まざるをえないところまで追い込まれているのです。

それとともに、子どもの権利条約の批准も重要なファクターの一つとなっています。これまでの児童福祉は、要保護児童の「保護」を主たる目的としてきましたが、これからの児童福祉

(子ども家庭サービス)は、子どもとその親・家族のウェルビーイングの促進と子どもの権利擁護を目的とするものでなければなりません。

このような児童福祉の大きな転換点にあつて、大阪府では現在、(将来の子ども施策のあり方)が熱心に検討されています。阪神大震災の影響で作業はかなり遅れています。いずれ近いうちに成文化され、公表されると思われま

「大阪府子ども総合ビジョン(仮称)」

の策定は、最終段階に入っています。すでに大阪府子ども環境づくり推進協議会で二回の審議が行われ、概ね了承されています。このビジョンでは、その背景として、少子化問題とともに子どもの権利条約の批准・国際家族年の理念の継承が挙げられています。また、基本方向として、「すべての子どもたちの成長を支え、権利を尊重する社会づくり——子どもと大人の新しいパートナーシップ」と「安心して子どもを生み育てることができる社会づくり——子育ての社会的支援」がうたわれています。さらに七つの施策目標の一つに、「子ども参加型の社会づくり」が掲げられています。具体的な施策(計画)は未だ不十分ですが、①子どもたちのための相談体制の充実、②子どもたちの意見の反映のシステムづくり、③府民に対する広報・啓発活動の推進などが検討されてお

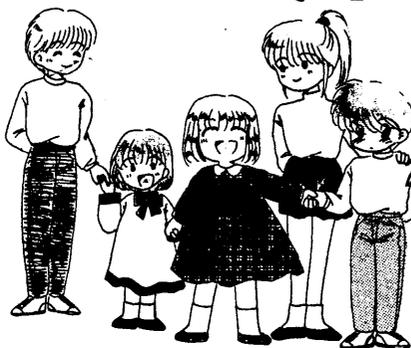
り、②に関しては「子ども議会」の開催も計画されています。

また、大阪府知事は、一九九三年一月に社会福祉審議会に対して「今後の児童福祉施策のあり方について」諮問を行いました。同審議会は児童福祉専門分科会に三つの専門小委員会を設置して審議を行い、まもなく答申の取りまとめがなされる予定です。

大阪府福祉部は、一九九四年に児童相談所を改組して「子ども家庭センター」を設置しました。また、児童福祉課は最近「子どもの権利ノート」を作成しました。このノートは、当面養護施設にこれから措置される子どもと現在入所中の子どもに配られる予定です。内容的には不満足なものですが、少なくとも施設に入所している子どもたちが「権利主体」(権利を行使する存在)であることを認めたことだけでも、一歩前進かもしれません。

大阪府

けんり
子どもの権利
ノート



なまえ

■マンガ版が続々登場!

①大阪弁護士会少年問題対策特別委員会(申込06-364-18208)「マンガ・学校生活と子どもの権利条約―ばくはつ英子―」一九九四年七月。

②ヒューマンボイス(申込0268-2667300)「子どもだって人間なんだぞ―マンガ子どもの権利条約―」一九九四年二月。

③子どもの人権連(申込03-3265-2197)「先生、やっぱりおかしい!―マンガで考える「子どもの権利条約」―」一九九五年一月。

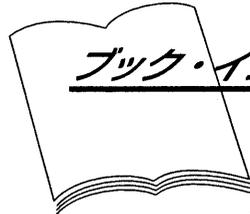
④喜多明人文・内田玉男画「まんがで学習―よくわかる「子どもの権利条約」事典」あかね書房、一九九五年五月。

①と③は中学・高校生向け、校則や持ち物検査がテーマになって

声の会

小池俊夫さん

「子どもが生きる権利」を考究することは、わが国の状況からすると、「大人(を含めた人間全般)」の人権を考えることに他なりません。「人権」と、言葉ではいとも簡単にいってしまい、「大切だ、素晴らしい」となりますが、本当の「人権思想」、人権とは命そのものだということは、殆んど根づいていないのではないのでしょうか。社会のあらゆる場面、たとえば、会社の中で、堂々と「いじめ」や「いやがらせ」が行われている。そして、それが世間というものだとされ、黙視されている。教育界や学界も、全く同様です。でも、口先では、「人権」。大いなる矛盾の体系です。



ブック・インフォメーション

条約批准後に出た条約の本 PART2

いる。②は「まんがで意見表明を」というテーマのもとで寄せられた子どもの手作りマンガが中心。④は小学生向けで、条文ごとに物語風のマンガがつけられている。

⑤増山均「ゆとり・楽しみ・アニメーション―子どもの権利条約」をスペインで考えた」労働旬報社、一九九四年一月。

⑥下村哲夫編「学校版・逐条解説 児童の権利条約」教育出版、一九九五年三月。

⑦クリネット徳島編「子どものしあわせのための約束―親と子で読む子どもの権利条約」教育開発研究所、一九九五年四月。

⑧石川稔・森田明編「児童の権利条約―その内容・課題と対応―」一粒社、一九九五年五月。

⑨喜多明人「新世紀の子どもと学校―子どもの権利条約をどう生かすか」エイデル研究所、一九九五年五月。

⑤と⑦は一般・市民・親向け、⑥と⑨は学校現場向け、⑧は本格的な研究書の一つである。(事務局)

事務所の開設日と時間がかかりました。

月曜日と金曜日の午後1時から6時まで

ご連絡、ご来訪をお待ちしています。お気軽にどうぞ。

こどもの権利

[小学生向] 824円

子どもの権利

[中・高生向] 927円

小笠 毅監修/アンダーション 絵
スウェーデンのこどもたちがみんな読んでいる「MY RIGHTS」を翻訳。「子どもの権利条約」をやさしいことばとイラストで紹介。

解説子どもの権利条約【第2版】

永井憲一 編
寺脇隆夫 編
1442円

子どもの権利教育マニュアル

―グローバルな活動事例と日本の実践報告
D・セルビーほか/著
河内徳子・喜多明人・林量淑・岩川直樹/訳 2000円

日本評論社 (価格は税込)
豊島区南大塚3-12-4 ☎03-3987-8621

待望の書

新世紀の子どもと学校

喜多明人 著
子どもの権利条約をどう生かすか 2200円

現在の子どもの実態を明らかにしながら、子どもの権利条約の理念を実際に活かすにはどうしたらいいか、指針を示す。

子どもの権利条約

―学習の手引

季刊教育法97号 2000円

憲法と子どもの権利条約
●広沢 明著 2800円

エイデル研究所

東京都千代田区九段北
4-1-11 5F
☎102 電話 03-3234-4641

「子どもの権利条約」No.20

1995年6月15日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

〒105 東京都港区海岸

1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

(月・金曜日/午後1時~午後6時)

★発行人 喜多明人

★編集人 荒牧重人

★年会費 3,000円

18歳未満 500円

定期購読 3,600円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷

